

合同会議報告（案）に対する意見募集の結果について

．概要

平成 17 年 12 月に取りまとめられた合同会議報告（案）につき、以下のとおり意見募集を行った。

- （ 1 ）募集期間 ： 平成 17 年 12 月 16 日（金）～平成 18 年 1 月 16 日（月）
- （ 2 ）告知方法 ： 環境省及び経済産業省ホームページでの告知及び記者発表
- （ 3 ）提出方法 ： 郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか

．意見の提出件数 26通

内訳

郵送等	1通
ファックス	6通
電子メール	19通
合計	26通

民間企業	11通
事業者団体	8通
地方公共団体	1通
個人・その他	6通
合計	26通

．整理した意見の総数 143件

内訳

報告書記載の方策に対する意見	108件
機器関連情報の提供	7件
行程管理制度	12件
機器整備時のフロン回収	13件
フロン類回収業者関連	14件
費用負担の問題	9件
断熱材フロン類対策	12件
その他	35件
合計	143件

．意見に対する考え方（案）

別紙のとおり

合同会議報告（案）への意見に対する考え方（案）

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
報告書記載の方策に対する意見					
1	p.3	図表を用いた解説	オゾン層保護と地球温暖化防止の関係を文章だけで理解することは困難。図を用いて説明してほしい。	1	御指摘を踏まえ、フロン類に係るオゾン層破壊と地球温暖化の関係を示す図を追加します。
2	"	"	既に市中に出回っているフロンの放出を防ぐためにストック対策が重要であることが、文章だけではわかりにくい。参考資料「用途別フロン類の出荷量の推移」(p.19)のような図を本文に盛り込めないか。	1	報告書案 2 フロン類の排出抑制のための技術開発・普及について(p.20)に御指摘の図を追加します。
3	p.5	基本的認識	「周到な制度の下に行く」のは結構であるが、具体的な記述がほしい。	1	御指摘を踏まえ、報告書案を以下のとおり修正します。 1. 基本的認識(p.5) 「フロン類の排出は長期的にわたる全地球的な影響をもたらすことから、フロン類の排出抑制については、安易な放出を抑制し得る周到な制度の下に行くことが基本とされるべきである。」
4	"	"	冷媒用、発泡用への HFC の新たな投入を抑えないまま、業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収にのみを重点化するのは問題である。近い将来の生産中止の方向性を視野に、中止年度・条件を設定すべきである。	1	報告書案 2. フロン類排出抑制のための技術開発・普及について(p.20)に記載のとおり、「脱 HFC も含めたノンフロン化については、各分野で実施可能な分野については積極的な取組がなされ、洗浄用途分野などではいち早くノンフロン化
5	"	"	業務用冷凍空調機器へのフロン類の新規使用をできるだけ早い時期に全廃し、ストックがこれ以上増えるのをおさえ、その上で回収を徹底することを明記すべき。	1	が図られている。現在残されている分野は、冷媒用途や発泡用途の一部、ダストブロー等であり、それ自体の性能に加え、安全性や地域環境への対応等の観点も踏まえると、フロ

パブリックコメントを踏まえた修正後の報告書案における頁を示す。

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
					ン類が有する、優れた性能に匹敵する代替物質は見いだされていないこともあり、転換への課題が多い。」と考えています。このため、ノンフロン化に向けて、引き続き、残された分野の特徴や課題に対応したきめ細かな技術開発を継続し、技術の普及を推進する予定です。
6	p.6	フロン回収破壊法のシステム図	システム図には再利用者及び省令第7条該当者などすべてのプロセスを図示すべき。フロン類の排出抑制を推進するためには、処理プロセスの各主体の責務と対応を確立しなければならない。	1	御指摘のフロン回収破壊法のシステム図は、今回改善措置を検討した処理フローを中心に記載したものであり、全てのプロセスを網羅したものではありません。処理プロセスの各主体の責務と対応を確立することは重要と認識しており、本報告書案においても、その点を重視した方策を検討しています。
7	p.7	導入措置の図示	新たにどのような制度を導入しようとしているのか文章だけでは分かりにくい。簡単に図示してほしい。	1	御指摘を踏まえ、報告書案 p.8 及び p.10 に改善措置案の概要を示す図を追加します。
8	p.7	所有者の責任	所有者(廃棄・修繕等の詳細は区別しない)に全ての最終責任を担保させること。対策費用は所有者が負担している。	1	フロン回収破壊法において、フロン類を回収業者へ引き渡し、適正な料金を支払う義務は廃棄者が負っています。
9	"	法制度周知活動の推進	全国的に業務用冷凍空調機器を使用又は所有している事業者に対して説明会を開催し、廃棄者の義務を徹底して周知させることが第一に必要。 また、市町村等の環境問題に関係する全ての部署の役人への法制度周知のための説明会を実施してほしい。	1	環境省及び経済産業省において、業務用冷凍空調機器の所有者等を対象とした説明会を開催し、当該機器の廃棄等を行う場合に必要な措置の周知に努める予定です。 さらに、都道府県の担当部署や地域の協議会等を対象とした説明会も開催する予定であり、広く参加を募りたいと考えています。
10	"	"	法周知の努力は不可欠。あらゆる手段を用いて廃棄者への啓発を図るべき。	1	

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
11	p.7	法制度周知活動の推進	業務用冷凍空調機器の設置時又は増改築にあたり、一定台数又は冷媒量を保管する場合、廃棄者の責務の事前周知を含め、(仮)届出又は申出等事前把握の制度導入ができないか。	1	<p>機器又は機器所有者の把握制度については、第一種特定製品の市中台数が約 2,100 万台と多く、そのうえ1台当たりの冷媒量の比較的少ない機器(パッケージエアコン等)の占める割合が大きいこと、また機器の使用が長期に亘り、機器の所有者の変更等により届出内容の有効性維持が難しいことなどから、本報告書案においては改善方策として取り上げていません。</p> <p>廃棄者の責務の事前周知については、環境省及び経済産業省において、来年度、業務用冷凍空調機器の所有者等を対象とした説明会を開催し、当該機器の廃棄等を行う場合に必要な措置の周知に努める予定です。</p>
12	"	"	報告書案 2(1) 法制度周知活動の推進(p.7)について、前段文章中の推進する立場の「業界団体、地域…」の部分は「業務用冷凍空調機器の業界団体地域…」とし、後段の「廃棄者への…」の部分は「廃棄者及び一般業界団体への…」とすべき。	1	<p>御指摘を踏まえ、報告書案を以下のとおり修正します。</p> <p>2(1) 法制度周知活動の推進(p.7)</p> <p>「国、地方公共団体、業務用冷凍空調機器に係る業界団体、地域の協議会等が、積極的に業務用冷凍空調機器の使用者やその業界団体への法制度の周知活動を推進していく必要がある。」</p> <p>1(2)効果的な啓発活動を実施するための仕組み(p.22)</p> <p>「また、業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収・破壊等については、機器の廃棄者、解体工事等を請け負う者、回収業者、破壊業者等各段階において数多くの事業者が関わっており、これら数多くの関係者がそれぞれの立場できちんと</p>

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
					役割を果たすことによって初めて回収・破壊等が適切に行われることとなる。そのため、関係者の役割が明確でかつ分かりやすい制度とするとともに、各々が果たすべき役割について十分に周知することが必要である。」
13	p.7	機器関連情報の提供	解体工事の際の機器関連情報の提供と同様に、機器更新時にユーザーと直接関わりをもつ販売店・設備工事業者についても機器関連情報の提供義務を課すなどの措置を検討する必要がある。	2	<p>廃棄される機器中のフロン類を確実に引渡すための措置としては、行程管理制度及び委託契約の適正化を図ることが有効な方法と考えられ、これらの措置を機能させるためには廃棄者が自らの責任を認識することが必要です。そのうち特に建物解体に伴う機器廃棄の場合は、機器の委託漏れ等が起こりやすいことから、上記の措置に加えて解体工事を請け負う者による確認が必要と考えます。</p> <p>以上を踏まえ、報告書案を以下のとおり修正します。</p> <p>2(1) 解体工事の際の機器関連情報の提供(p.7)</p> <p>「フロン回収破壊法では、廃棄者は業務用冷凍空調機器の廃棄時にフロン類を回収業者に引き渡す義務を負っている。しかしながら実際の廃棄の場面、特に建物解体に伴って空調機器等を廃棄する場合にあっては、廃棄者は建物解体の機会が少ないことから、手続きに不慣れな上に、建築物の構造等への知見が乏しいために機器中のフロン類の回収について委託漏れが生じるおそれがある。」</p>
14	”	”	解体等を請け負う者は施主や行政に情報提供を行わなければならないとすべき。	2	報告書案 2(1) 解体工事の際の機器関連情報の提供(p.7)に記載のとおり、「解体工事を請け負う者が、解体対象

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
15	p.7	機器関連情報の提供	解体工事を請け負う者は、建設リサイクル法の事前届出事項として調査を行い、施主及び行政に情報提供を行うことを求めるべき。	1	建築物に残存している機器に関する情報を施主に対して提供する仕組みを設けることが必要」と考えています。
16	"	"	廃棄者に対し、機器・設備を設置製造したメーカーや建築業者から通知を出させることを制度化すること。第三者介在の場合も同様。 フロン類マニフェストについて制度化すること。	2	製造業者や建築業者は機器の所在を全て把握してはいないため、機器の届出等による事前把握の仕組みなしには、廃棄者に通知を行うことは不可能と考えます。機器又は機器所有者の把握制度については、第一種特定製品の市中台数が約 2,100 万台と多く、そのうえ1台当たりの冷媒量の比較的少ない機器(パッケージエアコン等)の占める割合が大きいこと、また機器の使用が長期に亘り、機器の所有者の変更等により届出内容の有効性維持が難しいことなどから、本報告書案においては改善方策として取り上げていません。 フロン類のマニフェストについては、行程管理制度の導入により廃棄から回収に至る過程を管理することを検討しています。
17	p.8	行程管理制度	マニフェスト制度の導入に当たっては、専門の検討機関のもとに以下の事項について検討し、使い良いものにして頂きたい。 (1) マニフェストに記入する事項、内容 (2) マニフェストの経路 (3) マニフェストの写しの提出先を都道府県知事とすべき。	1	行程管理制度の具体設計については、方策の実施に際し、御意見も踏まえつつ、引き続き検討していきます。
18	"	"	回収作業等形態は現場、製品、回収ガス種類ごとに様々で	1	

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
			あり、効率化を図り処理している。行程管理制度の導入に当たっては、作業形態を工夫処理できるよう考慮したものにしてほしい。		
19	p.8	行程管理制度	マニフェストは全国共通の様式を指定してほしい。また、誰が発行するのか明文化することが重要。廃棄者との契約者に特定することが回収業者への直接発注を促すうえで適当。	1	
20	"	"	<p>フロン類が含まれている機器を廃棄する場合、廃棄物処理法では、排出事業者に対して産業廃棄物管理票(「マニフェスト」)の交付を義務付けているが、新たに「フロン類の廃棄から回収に至る経路について管理する制度(例えば、フロン類回収管理票(マニフェスト)制度)」を導入することは、極めて過重な負担となる。</p> <p>リース会社が排出事業者としてフロン類を含む機器を廃棄する場合は、回収業者の登録をしている産業廃棄物処分業者に処分を委託している実態から、産業廃棄物管理票とフロン類回収管理票を二重に発行する必要性が乏しい。</p> <p>本制度の導入に際しては、排出事業者の負担を軽減するため、例えば、現行の産業廃棄物管理票に「フロン類の廃棄から回収に至る経路についての記載」を追加する方法を認める等の措置が強く望まれる。</p>	1	
21	"	"	回収破壊処理に至る一連の流れを一括した行程管理制度の導入がよい。	1	本報告書案は、 2. 機器の廃棄時におけるフロン類の回収について(p.7)第一段落に記載の機器の廃棄時にフロン類の

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
22	p.8	行程管理制度	文中に回収とあるのを回収・処理と記載すべき。廃棄から回収では処理行程の理解が得られない。廃棄者が最終行程に至るプロセスを知見可能なスキームとすべき。	2	回収率が低迷している理由として、特に廃棄者から直接又は他の者に委託して回収業者に引渡される過程において発注が途切れることが問題であるとの認識のもと、廃棄から回収に至る行程を管理することが重要と考えています。このため、原案のとおりとします。
23	"	"	マニフェスト制度導入は廃棄からフロン破壊までの全行程を把握するうえで重要な機能を持つ。破壊業者の破壊証明とリンクすることで廃棄者が最終的にフロン破壊を確認する手段としても有効。既に一部業界団体では同様のマニフェストを採用。	1	
24	"	"	地方自治体にフロン類管理監視モニターを常駐させ、不適正処理事例を速やかに把握できるようにすべき。	1	有効性の検証、経費負担等の課題があり、当面の導入は困難と考えます。
25	"	"	使用歴のある空調機及び冷凍機について、移設(リース機含む)・撤去・廃却を含めてマニフェスト(写し)の添付がない製品の移動を禁止する。マニフェストは製品を移動する前に所定のところ(県の担当課又は(財)日本冷凍空調設備工業連合会等)に提出させ、総ての製品が所定の処置が出来ているのか確認が出来るシステムとする。	1	本報告書案は、関係者に過度でない負担を求めつつ、フロン類の適切な回収が行われるための対策を取りまとめたものであり、御指摘のシステムの導入は関係者における負担が大きいと考えます。
26	"	"	フロン、代替フロンのマニフェストは当然であるが、廃棄物のマニフェストのような不正の横行を許さないため、行政による定期的な機器検査や、廃棄の確認を担保する制度を導入すべき。	1	
27	"	"	国にフロン回収・処理対策に関する推進センターを設けるとともに、都道府県に地域フロン回収・処理推進センターを設	1	今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
			け、行程管理票のレビュー、行政の支援等を行い、当該事業者の適切な活動を推進する。当該機関は公益的機能を有し、専門性が求められることから行政の指定機関とする。		
28	p.8	行政による担保措置	行政が指導等を行うにあたり、都道府県知事に加えて市町村長も関与できる制度を導入すべき。	1	自治体の行政権限の範囲については、様々な観点から検討すべきものであり、将来の課題と考えます。
29	p.9	有価で取引される機器からのフロン回収	冷媒を回収する必要がなく、そのまま移転できる機器についてもフロンの引渡しを義務付けるのは、正常な中古品市場の形成を阻害する。中古品販売を目的とする業者への販売を除外する等、回収義務の対象を明確にすべき。	1	当該箇所は「使用を終えた機器」をスクラップ業者等に譲渡する場合についての記載であり、中古品として再使用される機器は、いまだ使用を終えていないために本方策の対象にはならないと考えています。
30	"	"	リース期間が終了した物件(以下、「リース終了物件」という。)について、リース会社が中古販売業者に有価物として売却する場合、第三者に物件として再販売するか資源等として売却するかの判断は、中古販売業者が行っている。 報告書案(p.7)の「使用を終えた機器」とは、リース会社がリース終了物件を中古販売業者に売却する時点の機器の状態を意味するのか、中古販売業者が第三者に売却する時点の機器の状態を意味するのか不明である。 また、「スクラップ業者等」の「等」は、どのような事業者を意味するのか不明である。	1	御指摘のケースにおいて使用を終えた機器とは、中古販売業者が第三者に資源等として売却する時点の機器を指します。また、スクラップ業者等とは、機器の全部又は一部を原材料又は部品として利用する事業者を想定しています。
31	"	"	有価で取引される機器の譲渡者に対して、フロン類の回収	1	フロン類の回収責任を明確にするため、有価か否かにかか

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
			義務を課すことは、排出者の責任を転嫁するものであり、断じて容認できない。		ならず、業務用冷凍空調機器としての使用を終えたとして他者に譲渡する者にフロン類の引渡義務を課すことが適当と考えます。
32	p.9	第三者への委託	第三者への委託は現実問題としてやむを得ないかもしれないが、機器の廃棄者から直接フロン類回収業者に発注する方策を検討し、実現していただきたい。	1	建物の解体・建替え、店舗の改装等に伴い他の機器・構造物等と一括に処分されることの多い業務用冷凍空調機器の特性上、第三者への委託を禁止することは現実的に困難と考えられ、不法放出を更に誘発するおそれもあります。一方で、機器の整備時や更新時には、所有者が直接回収業者に発注する場合も多いと考えられます。このため、本報告書案においては第三者に委託する場合と直接回収業者に発注する場合の双方について、確実なフロン類の引き渡しを確保するための方策を検討しています。
33	"	"	廃棄者から機器の処分に加えてフロン類の回収業者への引渡しを求められなかった場合についても、受託業者が廃棄者に法制度による処理が必要であることの説明を行う責任があることを明確に示すべき。	1	報告書案に記載の行程管理制度の導入や委託契約の適正化を通して、受託者から廃棄者への説明を実質的に促す効果が得られるものと考えています。また、フロン類のみだりな放出は禁じられているため、廃棄者からフロン類の引渡しを求められなかった場合でも、受託者は廃棄者に機器を差し戻すか回収業者に回収を依頼する必要があります。
34	"	"	廃棄者から回収業者までの過程で介在する第三者について、法で明確に位置づけ、契約の適正化、義務・責任の明確化を図ることによって、今まで回収業者までフロン回収が至らなかったものが、確実に回収業者まで至り、回収量は向上	1	御意見ありがとうございます。

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
			すると思われる。また、回収費用の負担についても適正化が図られると期待されるため、是非実現してほしい。		
35	p.9	第三者への委託	当面、フロン解体に関する請負者は許可制とすることや、不正や瑕疵があれば許可を取り消すなどの措置も考えるべき。	1	フロン解体の意味するところが明確ではありませんが、破壊業者については許可制度をとっております。なお、フロン類の回収業者への引渡しを受託する者の要件としては、許可を要する性質のものではないと考えられるため、許可制度はそぐわないものと考えます。
36	p.11	機器整備時のフロン回収	引渡義務を課すことができるのは、製品の所有者が修理時に回収したフロンを再利用及びその目的等をもって転売せず、廃棄すると決定したときだけに限定すべきであって、当該機器に再充填場合や、そのまま又は再生作業を行うことによって安価に再利用可能なものまで、引渡対象とすべきでない。 修理業者に引渡義務を課すことができるのは、機器の所有者から修理業者への所有権の移転手続がなされた場合に限られる。	2	機器からフロン類を抜き取る作業は回収に当たると考えられ、都道府県知事の登録を受けた者による回収基準に従った回収が必要と考えます。ただし、当該機器へ再充填する場合はフロン類の引渡義務はかかりません。別の機器等への再利用については、機器廃棄時と同様に行うことが可能と考えています。 以上を踏まえ、報告書案を以下のとおり修正します。 3 修理・整備時におけるフロン類の回収義務(p.11) 「修理・整備時に際してフロン類の抜き取りが必要になった場合には、回収業者による回収義務を明確に規定すべきである。その上で、修理・整備の発注者又は修理・整備を業として行う者は、回収されたフロン類を当該機器に再充填する場合を除き、回収業者へ引き渡すこととすべきである。」 3 都道府県知事の登録を受けた回収業者による回収の実施 (p.11)
37	p.11	機器整備時のフロン回収	修理・整備時の回収の定義を明確にしてほしい。修理・整備においてフロンの交換が必要となった場合の回収のみを対象とするのか、大型空調機(ターボ、チラー等)の定期整備時など再充填される回収も対象とするのかなど様々なケースが考えられる。	1	
38	"	"	機器の修理・整備時にフロン類を抜き取り、一時的に保管	2	

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
			し、修理・整備終了後に再度機器へ封入している場合があるが、この抜き取り作業は「回収」にあらず、都道府県知事への登録が必要ないと解釈してよいか。		「修理・整備に際してフロン類の抜き取りを行う事業者は、機器の廃棄時にフロン類の回収を行う事業者と同様に都道府県知事への登録が必要とすべきである。 また、回収業者は、修理・整備の発注者又は修理・整備を業として行う者から引き渡されたフロン類について、廃棄時に回収されたフロンと同様に、再利用されるものを除き破壊業者に引き渡さなければならないとすべきである。」
39	p.11	機器整備時のフロン回収	新規登録者(修理・整備時にフロン類を回収する事業者)の業務に支障が生じないよう、適用までにある程度猶予期間を設けてほしい。	1	御指摘を踏まえ、報告書案に以下を追記します。 3 都道府県知事の登録を受けた回収業者による回収の実施(p.11) 「その際、新たに登録が必要となる業者の登録手続きに当たっては、十分な時間的猶予を確保するよう配慮する必要がある。」
40	"	"	混合冷媒を使用する機器はフロン回収が必要なケースが多い。これらの修理・整備時には回収が行われることを想定した制度とすべき。	1	報告書案においても、機器の整備・修理に伴ってフロン類の回収が必要な場合に、適切に回収が行われるための措置をとることとしています。
41	"	"	修理・整備と称して報告せず回収の事態がつかめないケースがあるため、廃棄・修理・整備すべて回収量の報告を義務づけることが大切。	1	報告書案 3 修理・整備時における回収量の報告等(p.11)において、「修理・整備時に回収したフロン類の量等についても、フロン類の回収量と区分してそれを記録し、都道府県知事へ報告させることとするなど、廃棄時と同様の措置を講ずるべき」としています。
42	"	"	回収したフロンを現場で簡易再生し、整備後に再充填して使	1	回収量報告の内容については、方策の実施に際し、御指摘

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
			用する場合があるが、報告量との兼ね合いをどうするかが課題。		を踏まえさらに検討していきます。
43	p.11	機器整備時のフロン回収	修理・整備を専らとする回収業者の登録名称は、従来のフロン類回収業者とは区別すべき。同一名称の場合、廃棄機器からのフロン類回収を依頼された場合に正当な理由がない限り、フロン類の引取義務を負うことになり、修理・整備業者としての実態と合わない場合が出てくると予想される。修理・整備業者の定義は、「高圧ガス保安法」「冷凍空調施設工事事業所」等を要件とすべき。	2	機器の整備時又は廃棄時にフロン類の回収を行う際、回収作業自体に実質的な相違はないと考えられることから、整備時にフロン回収を行う業者の都道府県知事への登録は、現行の第一種フロン類回収業者とは区別する必要はないと考えます。
44	"	"	修理・整備時の回収を行う回収業者の知事登録については、整備時のみの回収を行う者はほとんどなく、廃棄時の回収を行う者が実施しており、あえてこの分野を対象にして知事登録制度を設けるのは地方自治体の行政事務の煩雑さを増すのみで賛成しかねる。現行登録の更新期に整備時の回収の有無をチェックすることで対応すべきではないか。	1	
45	"	"	修理・整備における回収・処理に至る行程管理制度の導入を追記すべき。	1	本報告書案では、修理・整備時に回収が必要かどうかの判断は修理・整備業者が行い、回収業者へのフロン類引渡は修理・整備の発注者又は修理・整備業者が直接行うこととしているため、行程管理制度を導入しなくても適切な回収の発注が担保されると見込まれます。このため、原案のとおりとします。
46	p.13	フロン類	現地工事におけるリークの原因は、冷凍空調設置工事従	1	回収業者の技術水準の確保方策については本報告書案に

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
		回収業者 関連	事者に、知識の乏しい無資格の作業者がついていることに問題がある。少なくとも現地工事従事者は『冷凍空調機器施工技能士』の資格保持者に限定してほしい。作業者本人が資格を有することが重要。		おいても検討課題としており、方策の実施に際し、御意見を踏まえ引き続き検討していきます。
47	p.13	フロン類 回収業者 関連	フロン回収関連の技術的・法的に無知な事業所であっても、長期間関連する事業を営んでおれば、知事がフロン回収事業所として認可している。そのような事業者が居ることで、フロン回収の促進にブレーキがかかってしまう。明確で毅然とした、真面目な事業者が不利益をこうむることのない法にして頂きたい。	1	
48	"	"	回収業者の登録要件に知見を有する者の記入を入れたほうが良い。また、知見を有する者として公的資格が例示されているが、それらの資格の回収に関連する技術内容を確認する必要がある。	1	
49	"	"	回収業者に一定の技術水準を確保させるには、省令第6条二を厳格に運用することが必要。回収業者の登録をする際、「十分な知見を有する者」の名前、資格内容、資格証の写しを提出するよう省令第2条第1項を改正すべき。そして、大臣又は知事発行の「回収技術者証」を発行し、回収する際は必ずその技術者証を携帯及び施主に提示することを義務づければ、確実に技術水準を確保できると考える。	1	
50	"	"	知見を有する者といった漠然とした表現ではなく技術者の資	1	

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
			格要件を明確に定めて作業させるべき。EU、米国では認定制度を導入している。		
51	p.13	フロン類 回収業者 関連	回収率が低い理由に、法律の基準が低いことがある。旧式の機器を前提とすることなく、高い回収率を確保できる残圧基準に強化すべきである。	2	
52	"	"	回収業者の技術水準とは具体的に何を指すのか明確にする必要がある。どのように技術水準が確保されず問題なのか具体的に調査して提示すべき。その上で、回収率の低さと直接関係がないのであれば、将来課題とすべき。 技術的な問題があるとするれば、回収作業の技術的知見を有する者が立ち会えば知見を持たないものでも回収作業をすることができる」とされている現行を、技術的知見を有する者が直接回収作業を行うよう改めることが必要。	1	
53	"	"	技術水準について、回収技術の一律化での対応では無理がある。被回収機の性能性状、使用形態により高圧ガス保安法において使用できない状況が発生する機器、回収機のJIS規格等を理解の上、差別化が必要。 規制緩和と回収作業の普遍性が回収効率の減少を招いてはいないか。	1	
54	"	"	報告書案 4(1) 報告徴収、立入検査の徹底等(p.13)中の回収の基準とは何かを明確にする必要がある。回収作業が済んだあとの記録だけでは立入検査をしても確認できない	1	

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
			ことが多々あるため、回収現場への立入検査について検討を実施してほしい。		します。 フロン回収破壊法においては、「フロン類回収業者の事務所若しくは事業所又はフロン類の回収の業務を行う場所」に立ち入ることができることされており、回収現場への立入が可能です。
55	p.13	フロン類回収業者関連	回収基準の遵守と回収業者の技術水準の確保のため、行政の補佐機関として回収関係者に対し指導、助言できる(仮)回収推進センター等が必要である。	1	回収業者に対する回収技術普及のための取組としては、本報告書案 4(2)関係者の自主的取組の推進(p.13)に記載のとおり、「冷媒回収促進・技術センター(RRC)や地域の協議会等による講習会などの回収技術普及のための取組」を継続・強化していくことにより、法制度を補完することが重要と考えます。また、こうした既存の機関を通じた普及啓発や協議会の活性化については、報告書案 p.19 及び p.20 に記載しています。今年度、環境省においてフロン類回収が積極的に行われている都道府県における取組の調査を行っているところであり、その結果についても制度の検討及び施行に反映させていく予定です。
56	"	"	回収業者は、管理体制を定めて、回収フロン管理責任者を選任しなければならない。現行の登録要件は回収作業に係るものであり、回収されたフロンを適切に処理するための管理責任までの包括体系ではない。	1	現行法においても、回収されたフロン類は破壊又は再利用することが定められていますが、御指摘については今後の施策の参考とさせていただきます。
57	"	"	フロン類回収業者として都道府県知事の登録を受けた会社の上層部、経営陣に対するフロン回収破壊法遵守の推進を	1	フロン類回収業者への説明会の実施や、立入検査等における指導に努めていきます。

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
			お願いする。		
58	p.13	フロン類 回収業者 関連	フロン回収に要する時間の確保は回収受注者側では選択できないため、必要な時間を与える義務を発注者側に課すべき。	1	業務用冷凍空調機器の所有者等を対象とした説明会等の場において、回収に要する時間を確保する必要性の周知に努める予定です。
59	"	関係者による自主的取組	機器の製造者等の自主的な取組をもっと推進すべき。家庭用機器についてはメーカーが中心になってフロンの回収を進めているように、業務用機器についてもメーカーの積極的な取組が必要。	1	機器の製造業者団体等とも連携して対策の検討・実施を進めていきます。
60	"	"	法施行前に販売された機器に情報表示のシールを貼付する施策を計画し、行政は予算措置を講じても是非実施すべき。	1	今後の施策の参考とさせていただきます。なお、関係業界団体による取組も行われているところです。
61	p.14	排出抑制 努力の適 正な評価	具体的にどうするのか難しい。特に早急に手を付けるべき事項ではない。	1	関係者の排出抑制に関する取組にインセンティブを与え、一層の努力を促す上でも、重要な検討課題と考えます。
62	"	"	排出抑制は回収時だけの問題だけでなく、冷凍空調機器の運転時の漏れ量の抑制施策を行なう必要がある。	1	報告書案 4(2) 関係者による自主的な取組の継続・強化(ア)(p.13)に記載のとおり、製造事業者等による必要冷媒量の少ない機器、冷媒が漏洩しにくい機器及び修理・整備時又は廃棄時に冷媒を回収しやすい機器の設計等の取組を継続・強化していくことが重要と考えます。
63	p.14	ノンフロン 冷媒	自然冷媒には安全性やエネルギー効率等大きな課題があり、本来の主旨である CO2 削減の目標を逸脱しないようにすることが重要。現状は研究開発を推進し、可能な機器から一歩ずつ自然冷媒機器を実用化しているのが実態。	1	御指摘の趣旨を踏まえ、安全性、省エネ性に配慮した代替技術の開発・普及を進めていきます。

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
64	p.14	ノンフロン冷媒	国がノンフロン冷凍空調システム開発と省エネ型冷凍システム普及に助成制度を開始したのは評価されるべき。継続した事業展開を期待する。しかし、欧州では UNEP(国連環境計画)と環境 NGO がメーカーと協力して自然冷媒を用いた冷蔵庫等を開発しており、フロンを用いないノンフロンレストランや、アンモニア、炭化水素対応のスーパーも多く出現している。良き先例は広く紹介し、同様の設備、機器の開発を促し、普及を図るべき。	1	今後の施策の参考とさせていただきます。
65	"	"	ノンフロン化は HFC 等の排出削減のメインの方策であり、現在代替フロン又はそれを使用した機器を製造販売使用して利益を得ている者の自主的計画に任せては対策は早期に進まない。ノンフロン化が実用化されている家庭用冷蔵庫、業務用冷凍空調機器の一部ではフロン類の新規使用を禁止し、既存の機器の速やかな回収を図ることを制度化し、開発途上の機器は、期限を決めて規制を導入すべき。	1	報告書案 2. フロン類排出抑制のための技術開発・普及について(p.20)に記載のとおり、「脱 HFC も含めたノンフロン化については、各分野で実施可能な分野については積極的な取組がなされ、洗浄用途分野などではいち早くノンフロン化が図られている。現在残されている分野は、冷媒用途や発泡用途の一部、ダストブロー等であり、それ自体の性能に加え、安全性や地域環境への対応等の観点も踏まえると、フロン類が有する、優れた性能に匹敵する代替物質は見いだされていないこともあり、転換への課題が多い。」と考えています。このため、ノンフロン化に向けて、引き続き、残された分野の特徴や課題に対応したきめ細かな技術開発を継続し、技術の普及を推進する予定です。
66	"	"	ノンフロン化こそが最優先の課題であることを明記すべき。 ノンフロン化製品が実用化されている分野はただちに、今後実用化される分野は年限を切ってフロン類使用製品の製造販売を禁止することを基本原則として確認すべき。	1	
67	p.15	他法令に基づく届	以下の法令の活用が考えられる。 (1) 建設リサイクル法(構築物の解体処理届)	1	今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
		出等の活用	(2) 高圧ガス保安法(フロンの保安・製造許可・届出・廃止、フロンの販売届(機器・授受・充填台帳保管許可・届等)) (3) PRTR 法(取扱数量等報告 - 本法令第7条事業者に該当する可能性有り) (4) オゾン層保護法(特定フロンの製造等)		
68	p.15	他法令に基づく届出等の活用	ガス製造から機器製造、設備工事に至る経路については、高圧ガス保安法において販売先、販売数量統計が十分把握可能。その他、ISO、建設リサイクル法等がある。	1	
69	"	"	高圧ガス保安法によるガスの販売業は届出制であり、記録と周知が義務づけられている。充填作業を伴うガス販売は適用できる。川下指導より川上指導が早く確実ではないか。	1	
70	"	"	車両運送法制を利用し、車に関する環境政策の徹底が行われている。フロンに関しても車両運送法制や建築基準法などを、単に検討ではなく利用すべき。当制度に違反した事業者は租税特別措置における一切の優遇措置の申請資格を失うものとすべき。	1	
71	"	費用負担の問題	費用負担の方法については、家電リサイクル法や自動車リサイクル法でも議論されてきた重要な課題であり、製造業者等が負担する方法又は機器購入時等の事前に徴収できる方法等を早急に検討し、フロン回収率の向上を図る必要が	4	費用負担方法を変更することについては、事前の費用算定や既販機器からの費用徴収の実効性等の課題があり直ちに導入することは困難と考えられますが、今回の対策によってフロン類の回収率等の回収実績が改善されない場合には、

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
			ある。		再度検討すべき課題と考えています。
72	p.15	費用負担の問題	機器購入時に事前に徴収する方法については、機器の寿命が 25 年に及ぶものもあり導入は困難。むしろ、販売価格への転嫁を前提に冷媒に回収費用を上乗せするのが現実的。デンマークの KMO システムは学ぶべき点が多く、詳細を調査し、同様の制度を導入することを提案する。	1	
73	"	"	事前徴収やデポジット制については今後の検討課題が適当。しかし至急検討すべき課題として費用負担者のコスト削減を図ることが重要。コスト削減には回収フロンを再利用することを指向すべき。	2	再利用を含め適正な処理を前提に、事業者の自主的努力によりコストの削減を図ることは望ましいことと考えます。
74	"	"	回収したフロン冷媒が有価物として市場原理の中で円滑に流れるよう、現在のフロン生産ラインの原料として使用できるような仕組みを作ってほしい。デポジット制も真剣に考える必要がある。	1	今後の施策の参考とさせていただきます。
75	"	"	倒産した事業者が放置している機器からの回収、不法放出の監視など、当面行政が負担する費用を負担するため、フロン類を生産もしくは使用する事業者から拠出を得て基金を設置すべきである。	1	今後の施策の参考とさせていただきます。
76	p.16	断熱材フロン類対策	報告書案 1(2)断熱材フロン類の使用時における拡散(p.16)について、発泡ウレタン断熱材に含有されたCFC-11、HCFC-141bは、御省調査委員会報告書にも記載のあるように今後も大量に残存することが証明されており、かつ	1	御指摘のフロン類の拡散速度については、本報告書案において「断熱材やフロン類の種類によって異なるものの」と記載しているところです。

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
			CFC-11 は地球温暖化ガスである。		
77	p.16	断熱材フロン類対策	ウレタンについては、CFC では建築物の使用期間 25 年でもなお約 8 割、HCFC でも約 2 割が残存している。今後製造される新品について相当量のフロンが抜けることを警告すべきであるが、廃棄品については相当量のフロンが抜けているとして一律に回収不要とするのは問題。	1	報告書案 1(3)断熱材フロン類の回収・破壊方策における課題(p.16)にあるように、回収破壊の義務づけについては現時点では課題があり難しいと考えておりますが、技術開発の状況や産業廃棄物処理・リサイクルの方向性など、建材用断熱材処理をめぐる情勢変化を注視しつつ、適切な処理への支援を講じてまいりたいと思います。
78	"	"	建材用断熱材フロンの回収については、フロン回収破壊法とは区別して独立した法令として確立すべき。フロン類の残存確認が出来なければ総てを回収すれば良いし、剥離分別は回収可能な分だけ行えば良いし、焼却処分よりも有効活用を先行する施策(開発)展開を優先すべき。	1	
79	"	"	法制化の見送りは残念。実際の解体業者はコンクリートのリサイクルのために躯体に付着した断熱材を手作業や重機で剥離している。ウレタン断熱材は形状・色がほぼ一定しており比較の見極めが容易。技術的に断熱材の剥離・分別排出は可能。経済的な支援を含め報告書の記載のある支援策が実施されれば中小解体業者の意識も進み、今後の建て替え需要の増大による解体工事の増加にも対処できる。	1	
80	"	"	義務づけ困難との理由は薄弱。残存有無を現場で確認する必要はなく、断熱材の製造年次より回収するか否かを判断すればよく、解体時の排出は取り扱いに注意すればすむ。分離、運搬しにくいことは対策をしなくていいことの原因にはな	1	

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
			らない。受け入れ設備の処理能力は現状の設備を前提にする必要はない。 困難点があるのだとすれば、今後新規に使用されるフロン系断熱材は他の部材との分離が容易なことを使用の条件とし、回収を義務づけ、回収費用は前払いさせる制度を導入すべき。		
81	p.16	断熱材フロン類対策	断熱材フロン類の排出抑制方策の方向性は極めて妥当。今後一層のノンフロン化を進めるためには、政府サイドのユーザー（施主）への啓蒙活動、中小零細の製造業者及び断熱施工業者への支援の強化が不可欠。	1	今後の施策の参考とさせていただきます。
82	"	"	報告書案 1(4)断熱材フロン類の排出抑制方策の方向性(p.17)には最も実効が上がる対策が示されており、妥当な取りまとめである。 経済産業省及び環境省がそれぞれ個別に行った建築断熱材フロンの検討調査結果が、(3)断熱材フロン類の回収・破壊方策における課題(p.16-17)と参考資料(p.44-46)に示され、それらが中間とりまとめに適切に反映されている。世界的に見て、建築断熱材フロンに関するこのような包括的な検討が行われた例はなく、我が国の取組は高く評価されている。	1	御意見ありがとうございます。
83	"	"	フロン含有断熱材の使用規制の具体化が不可欠。建設リサイクル法における建築廃材のリサイクル範囲を断熱材等の	1	建材用断熱材のノンフロン化推進にあたっては、報告書案1(4) 今後の対策のあり方(p.19)に記載の対策を講じてま

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
			副資材まで拡大して高い処理費用をかけ、それを使用したハウスメーカー、ゼネコン、ディベロッパーに負担する義務を課すべき。		いります。
84	p.16	断熱材フロン類対策	発泡用の HFC の新たな投入を抑えるのは必須である。少なくとも今後生産中止をしていくという原則と、中止年度・条件を設定すべき。	1	報告書案 2フロン類排出抑制のための技術開発・普及について(p.20)に記載のとおり、一層のフロン類使用原単位の低減、ノンフロン化を推進することにより、確実なフロン類排出量低減を図ることが重要と考えています。
85	"	"	樹脂製の発泡体は全て製造を禁止すべき。フロン類に色・匂いを付けて管理するしかない。漏れたら罰則が厳しいことを徹底すべき。また回収品を国が買い上げて二度と使われないようにしなければならない。	1	
86	"	"	ノンフロン化が基本。現時点で製造販売の禁止が困難であれば、理由(代替品がないことの証明)を列記し、いつまでに禁止するかの方角性を出すべき。官公需についてはノンフロン化を義務とし、オゾン層破壊物質、京都議定書対象の HFC 等3ガス及び IPCC 第三次報告における高い GWP をもつものの新規使用を禁止すべき。不可欠用途がある場合は第三者機関で対審審議の上で決定すべき。フロン類の使用を購入者、賃貸借者に知らせる仕組みをつくるべき。既にノンフロン製品が実用化された分野の製造販売禁止、フロン税導入、フロンラベルなど政策を検討すべきものを列記すべき。	2	
87	p.20	技術開発	「ノンフロン化には(中略)転換への課題が多い」とあるが、具	2	報告書案 2フロン類排出抑制のための技術開発・普及に

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
			<p>体的に書くべき。他の気体の使用が不可能なことを証明できる用途があるかを調査し、なければ禁止すべきで、ある場合にも当該用途に限定して製造販売する仕組みにすべき。完全なHFC化でない方法はあくまで経過措置であり、いつ全面転換をさせるかをはっきりさせることが前提。</p> <p>税や課徴金、ネガティブラベル等の政策の導入を検討すべき。消費者サイドの対策にのみ重点を置くのは問題。</p>		<p>ついて(p.20)の記載にあるように、安全性、断熱性能、防火性能、施工性の確保といった課題がありますが、ノンフロン化に向けて、引き続き、代替技術の開発及び普及を推進するための方策について検討を行います。</p>
88	p.22	啓発事業の推進	<p>かつて、環境省の指導の下に都道府県フロン回収処理推進協議会がそれぞれ発足し、一時活動したものの、現在はほとんど開店休業の状態にある。啓発にはこの仕組みを再度組み立てる必要がある。</p>	1	<p>今年度、環境省が実施した都道府県における取組の調査結果等を参考に、地域の協議会を通じた普及啓発や協議会の活性化を図る予定です。</p>
89	p.22	啓発事業の推進	<p>都道府県において関係者による自主的取組に差異があるようだが、全国統一された解釈で、地域特性を加味する方向に進めてほしい。</p>	1	
90	p.24	協議会の活性化	<p>協議会の積極的な活用と取り組む意欲が薄れた状態にあると感じる。現況から改めて協議会を見直して活性化を図るべき。</p> <p>(1) 新たな協議会の構成について 使用者団体、関係事業者及び識者、行政、第三者(NPO等)をもって構成する。</p> <p>(2) 協議会の目的 本事業の理解と協力を図る組織として活用する(本事業に係</p>	2	

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
			る情報を提供する)。		
91	p.24	協議会の活性化	協議会の活性化については賛成。各地域にある「地域冷媒回収促進センター」が協議会に参画し、業務用冷凍空調機器の回収についてイニシアティブをとって協力していきたい。また、省令第7条の「都道府県知事が認める者」に「回収冷媒管理センター」が受け皿となり、各地域におけるフロン回収の拠点として機能を果たし、回収業者が報告する回収量集計等行政の代行事務を請け負うなど行政に協力し、社会的責務を果たしていきたい。	1	
92	"	化学物質管理対策	フロンは他の法令を含めて規制されているため、対応の難しさが適正な取扱いを妨げている。フロンを新たな管理物質として、生産、使用、回収・処理に至る各ステージにおける量のフローを管理し、バランスの取れた合理的なシステムを構築すべき。	1	今後の施策の参考とさせていただきます。
93	p.25	途上国支援	日本の、自主的取組に依存して大量のフロン消費を前提としたフロン類対策を先進的モデルとして途上国で広げてはならず、ノンフロン化をフロン使用の萌芽の段階から手当てする政策、あるいはフロンを最初から使用しない政策を基本とすべき。	1	我が国のノンフロン化や回収破壊等の排出削減の取組を普及するための支援等を実施しています。
その他					
94	報告書全般		報告書案は専門用語が多く、理解するのに苦労する。図表や一般的な用語を用いて分かりやすく整理してほしい。	1	御指摘を踏まえ、用語を見直すとともに、図表を追加します。

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
95	"		基本制度に基づく具体的内容の策定としっかりした運用が不可欠。関係省庁間の垣根を越え、一省庁だけでは取組が困難な部分や一般ユーザー等への啓発活動のように持続的かつ地道な活動が必要な部分に対し、連携を緊密にとりつつ真摯に取り組んでほしい。当業界として公平かつ実効ある制度形成や推進に対しては協力と努力を惜しまない。フロン類の排出抑制には、使用済機器からの回収の促進のみならず、その他の排出抑制策も重要であり、適切な施策が不可欠。地球環境問題は一国の問題ではなく、国際社会全体が取り組まなければ効果が上がらない。国際社会にリーダーシップをもって貢献し、日本の努力が報いられるよう関係省庁と連携を取って取り組んでほしい。	1	今後の施策の参考とさせていただきます。
96	報告書全般		いずれの場合も、違反行為に対して、単に行政的な指導、勧告、公表などの措置や行政罰に終わらせるのではなく、刑事罰を盛り込むべきである。	1	罰則については、制度全体の構成や他法令との整合を図りつつ、総合的に判断することとなります。
97	回収率低迷の原因及び対策全般		回収業務は高圧ガス法の適用が義務づけられており、フロンの種類毎、対応法令業務別の種類のボンベが必要、フロン回収設備が製造者対象である当該法令下で管理されて効率化改造(開発)を阻害(遅延)するなど合理性に欠いている。	1	高圧ガス保安法は、高圧ガスの取扱いにおいて保安上必要な規制を行っています。
98	"		回収すればするほど処理業者の費用負担(フロン破壊業者への支払い)が増加する不合理な面があり、回収率向上意	1	フロン回収破壊法において、フロン類の回収等に要する費用は、フロン類回収業者の請求に応じて、機器の使用に伴う便

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
			欲を殺いでいる。補助金制度などによる回収奨励を盛り込むべき。		益を享受した廃棄者が負担することとされています。補助金制度等の導入は、この排出者負担の原則になじまないものと考えています。
99		回収率低迷の原因及び対策全般	フロンガスを処分するオーナーに予算がなければ国が変わってお金の貸出しを低利で行うことが大事。予算がないために隠れて排出している業者が多く見られる。	1	
100		"	家電リサイクル法において、他の家電品と比較してルームエアコンのみ回収率が低い原因究明と対策が急務。そのうえで、この考え方を業務用空調機器に応用すべき。	1	いただいた御意見は家電リサイクル法所管部署に配布し、今後の施策の参考とさせていただきます。
101		フロンの不法放出対策	フロンの不法排出の情報を入手した場合に、我々にも協力できる連絡システム等を含めた具体的な方策を検討してほしい。警察に届ける場合は事件の告発者として証拠や書類の提出、事情聴取に応じる等それ相応の覚悟をして対応しなければならず、フロンの不法排出の情報を活かすシステムが明確になっていない。	1	報告書案においては、廃棄者やフロン類の引渡事務受託者に対して行政が指導等を行うことができる仕組みを導入することを検討しています。 また、地域の協議会とも連携協力を図りたいと考えています。
102		都道府県における取組	都道府県の取組の違いによる回収量の差異について、きちんとしたレビューを実施することが必要。	1	今年度、環境省においてフロン類回収が積極的に行われている都道府県における取組の調査を行っているところであり、その結果を踏まえ効果的な取組を全国的に展開させる等、地域における活動の活性化を図る予定です。
103		事業者の定義	フロン回収破壊法の事業者の定義を定めてほしい。	1	フロン回収破壊法における事業者とは、第一種特定製品の整備・廃棄等に関わる全ての事業を営む者を指しています。今後予定している説明会等を通じ、法制度の周知に努めます。

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
104		家電リサイクル法との対応	家電リサイクル法とフロン回収破壊法の双方の対象とならない機器(家庭用除湿機、壁埋め込み、天井埋め込みのルームエアコン(ハウジングエアコン等))について至急対応策の検討をお願いします。	2	いただいた御意見は家電リサイクル法所管部署に配布し、今後の施策の参考とさせていただきます。
105	"	"	家電製品と第一種特定製品を kw(キロワット)で区分する必要があるのではないかと。	1	今後の施策の参考とさせていただきます。
106	"	"	大きな建物、工場などで業務用のパッケージエアコンに家庭用のルームエアコンが数台混在している場合などは、一括して第一種特定製品として回収するほうが回収業者には良い。	1	家庭用機器及び業務用機器の廃棄処理については、所有者や設置状況、機器の特性等を総合的に判断し、それぞれ個別の法律において処理することとされているため、御理解願います。
107		フロン回収破壊法の対象でないフロン類	工業用でフロンを冷媒としてではなく、別の用途に使用している場合、フロン回収破壊法の対象外となり、大量のフロンが報告量から排除されている。	1	今後の施策の参考とさせていただきます。
108		フロン回収破壊法の対象でないフロン類	不法投棄されている容器中のフロンや、予備として保有しているフロン類(機器廃棄と同時に引き取る場合がある)はいずれも法律の対象外である。これらも回収した場合には回収量の対象とすべき。	1	今後の施策の参考とさせていただきます。
109		京都議定書の対象でないフロン類	現在 建材用ウレタン断熱材に使用されているフロンは HFC-365mfc、HFC-245fa、HFC-134a の 3 種類だが、京都議定書の削減対象は、使用量の最も少ない HFC-134a のみで 発泡剤の主原料である他 2 種は対象でない。ノンフロン化の進展にまだ時間がかかり、今後も大量に使用されること	1	今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
			になる2種のフロンに対する支援策を期待したい。		
110		市場に出ない第一種特定製品の扱い	メーカーのクレームとか、返品、年式遅れなどで流通経路で機器を処分する場合も規制の対象にすべき。市場に出たものではないからといって廃棄に非該当ではない。	1	流通経路で処分される業務用の冷凍空調機器についても、フロン回収破壊法の対象となります。
111		再利用機器の捕捉	中古業者に再利用機器として有価で取引された機器の流通を、法、省令、告示、運用マニュアル等で捕捉する仕組みが必要。	1	再利用機器についても、フロン回収破壊法に従ったフロン類の適正な処理を行うことが義務付けられています。
112		放置機器	業務用冷凍空調機器所有者等が倒産して無管理状態の機器については、国、自治体あるいは指定機関がフロンを回収する制度を作るべき。	1	有効性の検証、経費負担等の課題があり、導入は困難と考えます。
113		表示	新規に機器を購入あるいはリース、賃貸借する事業者が、当該機器中のフロン類の使用の有無を知ることができるよう、ラベル表示を義務づけるべき。	2	フロン回収破壊法施行後に販売された機器については、フロン回収破壊法に基づき、フロン類の種類及び数量、回収の必要性等の表示が義務づけられています。法の施行前に販売された機器については、報告書案 4 関連事項において、製造事業者団体等による自主的取組の継続・強化が重要としています。また、関係業界団体による取組も行われているところです。
114		機器の定期点検	使用中の機器の定期的な漏洩検査を実施することにより、早期にフロンの漏洩が確認、大気放出を極力削減でき、機器の管理が確実にされるため、フロン回収の促進に役立つ。欧米の例を参考に、一定規模の冷媒を充填している機器について、定期的な点検制度の確立、フロンの漏洩検査	2	今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
			を促進する仕組みを望む。		
115	省令第7条認定事業者		フロン回収破壊法の施行規則第7条に基づき、認定事業者を認定している県があるが、認定の目的、機能、認定基準、監視等の整合性を確立すべき。	1	都道府県間の情報交換を通じ、適切な運用が図られるよう努めます。
116	フロン類の再利用		再利用という名目で、回収したフロンをリークの多い製品にふんだんに充填して洩れ放題ということが懸念される。再生せず、不純物とともに製品にフロンを充填することで製品をダメにすることも懸念される。むやみに再利用することを規制することも立法化してほしい。	1	フロン類を適正に再利用することは、資源の有効利用の観点からも重要と考えます。一方で、フロン類を再利用する過程で大気中に放出されたフロン類はオゾン層破壊や地球温暖化の原因となることから、都道府県の立入検査や指導等を効果的におこない、大気放出の防止に努めます。
117	フロン類の用途の把握		空調冷凍製品の製造時のイニシャルチャージ以外のために購入されているフロンの量とその用途を把握しなければならない。現地工事部分からの洩れ、並びに空調冷凍機器の現地における冷媒量の調整や、修理時の大気へのリークが多いことを充分考慮し、購入したフロンの用途についてのマネージャ管理を加味しなければならない。	1	補充冷媒として用いられたものを含め、フロン類の用途及び使用量については引き続き把握に努めます。
118	回収業者の登録		回収業者の登録は、回収する都道府県ごとに知事へ登録をしなければならないが、複数県で回収する業者にとっては、その手続きが煩雑で、費用もかかる。建設業登録のように、単一県内のみ回収する場合は、当該都道府県知事へ登録、複数県で回収する場合は、大臣登録とするなど事務手続きの簡素化をお願いしたい。一例として、37 都府県知事に登録している業者もいる。	1	省令に定める申請書類等に従って行う各県の登録手続はほぼ統一されており、従来どおり複数県にわたる登録を御理解願います。

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
119		回収基準の圧力表示	省令第6条1の別表1で定められている吸引圧力表示は「絶対圧力」となっているが、「ゲージ圧力」表示に改正してほしい。現場では、高圧ガス保安法に基づき、ゲージ圧力で作業することがほとんどである。	2	今後の施策の参考とさせていただきます。
120		チャージレス機	チャージレス機と呼ばれる機器について、冷媒を過充填している実態がある。	1	今後の施策の参考とさせていただきます。
121		冷凍機油中のフロン類の回収	回収後の廃棄機器の冷凍機油中のフロンを回収したら回収量に含めるべき。特にターボ冷凍機の冷凍機油中には多く含まれる。引取業者があるので引渡しの義務化が望ましい。	1	第一種特定製品の廃棄時に冷凍機油中から回収したフロン類は、回収量の記録・報告の対象となります。回収業者は、フロン回収破壊法の回収基準に従った回収が義務付けられており、「第一種特定製品の運用の手引き」においても回収基準で定める「一定時間が経過した後」の考え方として、「残存する冷凍機油の量が多く温度が低い場合等においては時間を長く取る必要がある」と記載しています。
122		再生、再利用の推進	現行法では、破壊ありきであって回収フロンの再生、再利用の重要性について触れていない。新冷媒を生産するコストとエネルギー、回収冷媒を破壊するコストとエネルギーより、新冷媒を生産せずに回収した冷媒を再生・再利用する方が、エネルギー消費も少なく、コストも安い。一般の方々は、すべて破壊しなければならないものと勘違いしていることが多い。このため、現行法の名称を改正し「破壊」を「処理」という名称にしてほしい。略称も「フロン回収処理法」を使用するなどして、業務用冷凍空調機器からの確にフロンを回収し、適切に	3	法律の名称変更は困難ですが、御指摘の趣旨を踏まえ、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	頁	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
			処理することを定めた法律であることを明確にしてほしい。都道府県で定めた条例も、法の改正に伴って改正する際に「フロン回収破壊法」を「フロン回収処理法」としてほしい。		